

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第10期	取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
第10期	連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
第10期	連結計算書類の連結注記表
第10期	計算書類の株主資本等変動計算書
第10期	計算書類の個別注記表

自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日

株式会社 東光高岳

第10回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ttkk.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための「東光高岳グループ企業行動憲章」を定める。取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「企業倫理委員会」により、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 取締役会は、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
- (3) 取締役会の機能を補佐し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常勤の取締役を中心に構成する経営会議を設置する。経営会議は原則として毎週1回、または必要に応じて開催し、経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る取締役会議事録や稟議書等の保存及び管理については、法令及び社内規程に従い文書または電子媒体に記録・保存し、適切に管理する。
- (2) 取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社及びグループ会社の事業全般に関するリスクを定期的に、または必要に応じて把握・評価し、重大な損失の発生防止に努める。また「リスク管理規程」により、グループ全体のリスク管理に適切に対応する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。
- (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査部が定期的にまた必要に応じて監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、必要な改善を図る。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、効率的な業務運営のために、経営上の重要事項について取締役会その他経営会議において適宜審議・決定する。
- (2) 取締役会その他経営会議において審議・決定された経営上の重要事項については、その進捗状況等について経営会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告する。
- (3) 経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役会において各執行役員の業務分担を決定する。

(4) 職制及び業務分掌等を定めた「組織規程」により、業務の執行を組織的かつ効率的に実施する。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、全ての従業員が「東光高岳グループ企業行動憲章」を遵守するよう、その徹底と定着を図る。
- (2) コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため内部通報に関する社内規程を整備し、適正に運用する。法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、迅速かつ適切に対応する。
- (3) 業務の適正を確保するため「内部監査部」を設置する。内部監査部は、定期的にまた必要に応じて従業員の職務執行状況について監査し、その結果を経営会議に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ必要な改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ会社の取締役及び従業員等の業務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社の経営に関する重要事項は、当社取締役会または経営会議において報告・審議を行うとともに、「グループ会社管理規程」により、グループ会社は業務執行について定期的に報告する。

ロ. グループ会社のリスク管理に関する規程その他の体制

グループ大の「リスク管理規程」により、グループ会社のリスク管理に適切に対応する。また、グループ会社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについては、当社の「リスク管理委員会」において、リスクの未然防止に努めるとともに、万一事象が発生した場合には、経営に及ぼす影響が最小限となるよう迅速かつ的確に対応する。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役とグループ会社取締役が意見交換を行うこと等により、グループ会社の経営状況を把握し、グループにおける経営課題の共有と解決に努める。

ニ. グループ会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東光高岳グループ企業行動憲章」にグループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、グループ全体で業務の適正確保及びコンプライアンスへの取り組みを推進する。
- (2) グループ会社の取締役及び従業員が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整えるとともに、当社の内部監査部は、グループ会社の業務が適正に執行されているかどうかについて、定期的または必要に応じて監査を実施する。

7. 監査等委員会を補助すべき従業員等に関する体制及びその従業員等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 取締役は、監査等委員会を補助する従業員等を配置する。
- (2) 上記（1）の監査等委員会を補助する従業員等は、監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査等委員会の同意を得る。

8. 監査等委員会を補助する従業員等に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補助する従業員等が取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を維持・継続できる体制を構築する。

9. 監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、会社に重大な影響を与える問題については、直ちに監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会の求める事項について必要な報告を行う。

ロ. グループ会社の取締役及び従業員等が監査等委員会に報告するための体制

グループ会社の取締役及び従業員は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反または東光 高岳グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、グループ大の「リスク・危機に関わる情報伝達マニュアル」により、遅滞なく監査等委員会へ報告する。

10. 報告した者が当該報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けることのないよう、「企業倫理・コンプライアンス規程」及び「企業倫理相談窓口規程（本規程は2022年4月1日付でジョブヘルプライン規程に名称変更しております。）」により、通報者への保護・守秘義務等を確保する。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務を執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）する上で必要とする費用の前払や償還等、費用処理に係る手続きを定める。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員が取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員と定期的に意見の交換を行う体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査人が監査等委員会と連携を図るための環境を整える等、監査等委員会の監査の実効性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理コンプライアンス規程に基づき、企業倫理強化月間を設けることなどにより、企業行動憲章の徹底を図るとともに、企業倫理コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・取締役会に関する事項については、法令・定款のほか取締役会規則にて定める旨を定款により規定しており、当該取締役会規則にて決議事項・報告事項を明確に定めております。取締役会は、取締役会規則に則り重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から職務執行状況を受けること等により、取締役の職務執行について監督しております。なお、当期については、14回の取締役会を開催しました。
- ・取締役会における重要な職務執行についての審議・決定を補佐及び取締役会決議事項に満たないもののうち重要な事項の審議を行うため、経営会議を設置しており、当期については経営会議を53回開催いたしました。

- ・取締役に対して、経営会議議題について、取締役会にて報告するとともに、取締役と会計監査人との連携の場を設けております。
- ・企業倫理相談窓口規程に基づき設置した企業倫理相談窓口にて従業員から受け付けた相談については、通報者が不利な取り扱いを受けないことも含め、適切に対応しております。
- ・内部監査部は内部監査計画や監査結果について経営会議に報告をしております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書については、取締役会規則、稟議規程、文書管理規程等に従い作成・保存することで適切に管理しております。
- ・当該重要文書については、文書管理部門が役員の求めに応じて適宜閲覧に供せる状態を確保しております。

3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制

- ・経営上重要なリスクに関しては、リスク管理委員会にて審議した内容を経営会議に報告しております。認識されたリスクに関しては、それぞれのリスクについて管轄する部門の計画に反映して管理することで重大な損失の発生防止に努めております。

また、万一経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事象が発生した場合は、その影響を最小限とするようリスク管理委員会において迅速かつ的確に対応いたします。

なお、当期に判明したガス絶縁開閉装置等の不適切事案については、判明後速やかにリスク対策本部を立ち上げ、お客様対応、社外公表、同種事案の有無確認のための総点検調査、原因調査・真因究明を進め、再発防止策を展開するなど、影響を最小化するべく適切に対応いたしました。

また、銅素材など原材料価格の値上がりや、半導体不足による関連部品の調達リスクに対しては、所管部門等より随時報告を受け影響を最小化するべく適切に対処しました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会規則、経営会議規程、職務権限規程により、決議・協議すべき事項を定めており、効率的な業務運営を行っております。
- ・重要決定事項の進捗報告については、原則として毎月1回開催される取締役会にて、業務執行状況の報告を行うとともに、取締役会・経営会議にて、指示・意見のあったものについては、実施時期等含めて適切に管理しております。
- ・経営と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員及び重要な使用人については取締役会にて各々に対する委嘱事務を決議し、職務権限規程により、その権限を明確化することで迅速に業務を執行しております。
- ・組織体制が中期経営計画の達成と効率的な業務執行につながるかについて常に検証し、必要に応じて、体制の見直しを柔軟に行っております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程により、グループ会社における重要事項の決定にあたって、事前に当社と協議すべき事項及び報告すべき事項を定めており、当期については、18件の事前協議事項等を取締役会または経営会議で決議・報告しております。

また、当社が株式を直接保有する子会社については、取締役・監査役をそれぞれ1名以上派遣しており、子会社の業務執行等について監視監督しております。

なお、当社は連結子会社であるユークエスト株式会社の事業再編について慎重かつ適切に検討を実施し当期において吸収合併を行いました。

また、持ち分法適用関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Company の経営状況・事業上のリスク管理を適切に実施し、経営環境の変化に合わせ投資時に想定していた同社の事業計画を見直した結果、のれん未償却残高のうち回収が見込まれないと判断した部分について当期において減損処理を行いました。

- ・中期経営計画のヒアリングやグループ会社からの月次報告等を通して、グループ会社の経営状況及び課題を認識し、適切に対応しております。

6. 監査等委員会の機能発揮に関する体制

- ・監査等委員会に関する業務等を補助する要員を置いております。
- ・重大な法令定款違反については、リスク・危機に関わる情報伝達マニュアルにより、遅滞なく監査等委員会へ報告しております。
- ・監査等委員会は、取締役及び従業員より、その他監査等委員会監査に必要な情報の提供を適宜受けております。
- ・監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び従業員と定期的に意見交換を行っております。
- ・監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、監査計画及び監査の結果について、取締役会にて報告しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は当該報告を受けて、監査等委員会監査に必要な協力を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,000	7,408	33,566	△ 229	48,744
当期変動額					
剰余金の配当			△ 810		△ 810
親会社株主に帰属する当期純利益			3,279		3,279
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				14	14
自己株式処分差益		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	2,468	13	2,482
当期末残高	8,000	7,408	36,035	△ 216	51,226

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	166	30	107	127	432	3,350	52,528
当期変動額							
剰余金の配当							△ 810
親会社株主に帰属する当期純利益							3,279
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							14
自己株式処分差益							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5	12	60	△ 273	△ 206	754	548
当期変動額合計	△ 5	12	60	△ 273	△ 206	754	3,030
当期末残高	161	42	168	△ 146	226	4,105	55,558

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

タカオカエンジニアリング(株)、タカオカ化成工業(株)、東光器材(株)、ワットラインサービス(株)、蘇州東光優技電気有限公司、東光東芝メーターシステムズ(株)、(株)ミントウェーブ

前連結会計年度において連結子会社であったユークエスト(株)は、2021年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

高岳電設(株)、東光高岳コア(株)

前連結会計年度において非連結子会社であったティー・エム・ティー(株)は、2021年4月1日付で当社の連結子会社である東光東芝メーターシステムズ(株)を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

持分法を適用した関連会社の数 1社

Applied Technical Systems Joint Stock Company

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

高岳電設(株)、東光高岳コア(株)

(関連会社)

撫順高岳開閉器有限公司、他2社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している Applied Technical Systems Joint Stock Company の事業年度末日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

(4) のれん相当額の処理

Applied Technical Systems Joint Stock Company において持分法適用の結果生じたのれん相当額については、10 年以内の定額法により償却を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州東光優技電気有限公司の事業年度末日は 12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社については主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積りに基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

④ 修繕引当金

賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支

配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、連結計算書類へ与える影響は次のとおりです。

(1) 当社グループが得意先から受ける有償支給取引

買戻し契約に該当する有償支給取引により支給される原材料等について、従来は得意先への売り戻し時に「売上高」と「売上原価」を総額表示しておりましたが、当連結会計年度より加工代相当額のみを純額で「売上高」に表示しております。これにより、当連結会計年度の「売上高」が1,228百万円、「売上原価」が1,229百万円減少しております。なお、営業利益への影響は軽微であり、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、支給される原材料等の期末棚卸高について、従来は流動資産の「原材料及び貯蔵品」として表示

しておりましたが、金融取引として「有償支給に係る資産」を認識し、流動資産の「その他」に含めて表示しております。これにより、流動資産の「その他」が 87 百万円増加し、「原材料及び貯蔵品」が 87 百万円減少しております。

(2) 当社グループが得意先に対して行う有償支給取引

従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、期末棚卸高について金融取引として「有償支給に係る負債」を認識し、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。これにより、「原材料及び貯蔵品」が 149 百万円、流動負債の「その他」が 149 百万円増加しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に区分表示し、流動負債の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

投資有価証券

・見積りの内容

投資有価証券には、持分法適用関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Company への投資に伴うのれん相当額が含まれております。当該のれん相当額は、当該持分法適用関連会社の過去の業績及び直近の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積ることによって超過収益力を評価し、減損処理の要否を検討しております。

・科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額（百万円）※
投資有価証券	791

※投資有価証券の連結貸借対照表計上額 1,983 百万円のうち、Applied Technical Systems Joint Stock Company への投資に伴うのれん相当額の金額を記載しております。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、経営環境や市場環境の変化の影響を受ける可能性があり、業績動向が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、所在国の電力開発計画のほか、市場成長率、売上構成及び利益率といった仮定を用いております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	80 百万円
土地	260 百万円
計	341 百万円

上記は、工場財団根抵当権（極度額 1 百万円）に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

51,468 百万円

3. 偶発債務

補償金請求

当社は、取引先から受注した案件の納期遅延により、2019 年 6 月 20 日に当該案件の契約解除の通知を受けるとともに、補償金の請求を受けました。

当該補償金の内容につき、その合理性、妥当性について取引先との合意に至らなかったため、2020 年 9 月 25 日に取引先から補償金等あわせて 831 百万円の支払を求める調停の申立てがあり、当連結会計年度末において、管轄裁判所にて調停を行っております。

今後の経過によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性がありますが、現時点においては、その影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益の金額は、(収益認識に関する注記)に記載しております。

2. 持分法による投資損失

持分法適用関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Company への投資に伴うのれん相当額について、同社のベトナム国内での経営環境の変化により、当初に想定していた計画を見直した結果、未償却残高のうち回収が見込まれない 575 百万円を減損損失として持分法による投資損失に含

めて計上しております。

3. 子会社株式評価損

経営成績及び財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した子会社株式について評価損を計上いたしました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式 16,276,305 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	405	25.00	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	405	25.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(注) 1. 2021年6月28日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(注) 2. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	405	利益剰余金	25.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信調査を行うことによってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金等（長期）であり、一部の長期借入金については金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券 (*3)	628	628	—
(2) 長期貸付金	135		
貸倒引当金 (*4)	△13		
	122	118	△4
(3) 長期借入金 (*5)	(3,100)	(3,086)	13
(4) 長期預り金	(792)	(787)	4
(5) デリバティブ取引 (*6)	61	61	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*3)市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,355

(*4)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*5)1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(*6)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	628	—	—	628
デリバティブ取引				
通貨関連	—	61	—	61
資産計	628	61	—	690

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	118	—	118
資産計	—	118	—	118
長期借入金	—	3,086	—	3,086
長期預り金	—	787	—	787
負債計	—	3,874	—	3,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

長期預り金

長期預り金の時価については、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
7,978	12,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(百万円)

	電力機器 事業	計量事業	エネルギー ソリューション事業	情報・光応 用検査機器 事業	その他 (注1)	合計
顧客との契約から 生じる収益	57,664	24,247	2,768	4,805	1,405	90,891
その他の収益 (注2)	—	—	—	—	1,044	1,044

(注1) その他の区分に含まれる事業は、不動産賃貸事業、スマートグリッド事業、PPP/PFI 事業等であります。

(注2) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等でありませぬ。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、原則として発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただ

し、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定は、顧客と約束した製品又はサービスと交換に権利を得ると見込まれる対価で測定しております。また、取引の対価は、支払条件に基づき、履行義務の充足後概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

買戻し契約に該当する有償支給取引において、当社グループが得意先から受ける取引については、得意先への売り戻し時に、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。また、当社グループが得意先に対して行う取引については、支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、金融取引として期末棚卸高について「有償支給に係る負債」を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約について、期末日時点で完了しているが未請求である製品販売に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、履行義務の充足後に請求し、概ね1年以内に受領しております。

契約負債は、主に発電所や変電所向けの受変電設備に係る販売契約や一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,782百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、一定の期間に渡ってサービスを提供する定期保守メンテナンス契約に係る履行義務の充足から生じる収益は、収益認識適用指針19項に従って認識しているため注記の対象に含めておりません。

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価額は、当連結会計年度末時点で2,643百万円であります。当該履行義務は、主に発電所や変電所向けの受変電設備の販売契約に関するものであり、履行義務の充足につれて2022年度から2023年度に渡って収益として認識されると見込んでおります。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社であるユークエスト株式会社を消滅会社として吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、当社は2021年10月1日付でユークエスト株式会社を吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事会社の名称及び事業の内容

(存続会社)

名 称 株式会社東光高岳

事業の内容 電力機器事業、計量事業、エネルギーソリューション事業、光応用検査機器事業等

(消滅会社)

名 称 ユークエスト株式会社

事業の内容 コンピューターのソフトウェア開発、情報処理・通信システム及びその他の情報サービスに関する事業

(2) 企業結合日

2021年10月1日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、ユークエスト株式会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併に該当するため、それぞれの合併契約の承認に関する株主総会を開催しておりません。

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、ユークエスト株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

なお、ユークエスト株式会社は債務超過状態でありましたが、本合併に先立ち、当社がユークエスト株式会社に対して有する債権の全額を放棄することにより債務超過状態を解消した後に本合併を行いました。

放棄した債権の内容	貸付金
放棄した債権の金額	350百万円
実施日	2021年7月30日

(4) 結合後企業の名称

株式会社東光高岳

(5) その他取引の概要に関する事項

再生可能エネルギー・蓄電池といった分散型エネルギー資源の普及などによるエネルギー利用の高度化とともに、デジタルイノベーションの急速な進展により、当社の事業領域である配電ネットワーク分野は大きな変化を迎えようとしております。

このような経営環境の中、2021年4月30日に公表いたしました「東光高岳グループ2030VISION & 2023中期経営計画」の達成のため、当社が所有する技術とユークエスト株式会社が長年培ってきた組み

込みソフトウェア技術を融合し、新たな領域を開拓することを目的にユークエスト株式会社を吸収合併することといたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,187円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 203円17銭 |

(注) 株式給付信託(BBT)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末73,500株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度75,746株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,898	15,281	18,180
当期変動額							
剰余金の配当						△ 810	△ 810
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 69	69	-
当期純利益						1,917	1,917
自己株式の取得							
自己株式の処分							
自己株式処分差益			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	△ 69	1,175	1,106
当期末残高	8,000	2,000	17,204	19,204	2,829	16,457	19,287

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△ 229	45,154	165	165	45,320
当期変動額					
剰余金の配当		△ 810			△ 810
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
当期純利益		1,917			1,917
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
自己株式の処分	14	14			14
自己株式処分差益		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 4	△ 4	△ 4
当期変動額合計	13	1,120	△ 4	△ 4	1,116
当期末残高	△ 216	46,274	161	161	46,436

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）のほか、製品・仕掛品の受注生産によるものは個別法を主に採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品のアフターサービス及び無償補修費用に充てるため、個別見積に基づいて補修費用等の見込額を計上しております。

(4) 修繕引当金

賃貸ビルにおける将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、合理的に見積った修繕額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。年金資産の額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超える場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(6) 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(7) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に受変電・配電設備、監視制御装置、計量機器、エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器、三次元検査装置、組込みソフトウェア等の製造・販売を行っており、製品を顧客に納入する義務を負っております。

製品の販売は、顧客の指定する場所に据付が完了した時点あるいは顧客による検収が行われた時点で製品の支配が顧客に移転し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、製品本体と据付工事は相互関連性が高いと判断し、原則として単一の履行義務として識別しております。ただし、据付工事を伴わない国内の製品販売において、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

顧客の個別仕様に基づく個別受注品は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は、発生したコストに基づくインプット法により測定しております。ただし、完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、計算書類へ与える影響は次のとおりです。

(1) 当社が得意先から受ける有償支給取引

買戻し契約に該当する有償支給取引により支給される原材料等について、従来は得意先への売り戻し時に「売上高」と「売上原価」を総額表示しておりましたが、当事業年度より加工代相当額のみを純額で「売上高」に表示しております。これにより、当事業年度の「売上高」が 983 百万円、「売上原価」が 985 百万円減少しております。なお、営業利益への影響は軽微であり、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。また、支給される原材料等の期末棚卸高について、従来は流動資産の「原材料及び貯蔵品」として表示しておりましたが、金融取引として「有償支給に係る資産」を認識し、流動資産の「その他」に含めて表示しております。これにより、流動資産の「その他」が 67 百万円増加し、「原材料及び貯蔵品」が 67 百万円減少しております。

(2) 当社が得意先に対して行う有償支給取引

当社が買戻す義務を負っている有償支給取引について、個別計算書類上、有償支給した原材料等の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第 86 項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「売掛金」に含めて表示していた「契約資産」は、当事業年度より区分表示し、流動負債に表示していた「前受金」は当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」と

いう。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式

・見積りの内容

関係会社株式には、関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Company の超過収益力を含む株式が含まれております。当該関連会社の直近の計算書類を基礎とした1株あたり純資産額に保有株式数を乗じて算定した金額に、投資時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、実質価額が取得価額の50%程度を下回る場合には、将来の事業計画に基づき純資産額の回復可能性を見積もった上で減損処理の可否を検討しております。

なお、超過収益力については、当該関連会社の業績等を把握するとともに事業計画と実績との比較分析を実施すること等により、当該超過収益力の毀損の有無を確認しております。

・科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額(百万円)※
関係会社株式	1,120

※関係会社株式の貸借対照表計上額6,160百万円のうち、関連会社である Applied Technical Systems Joint Stock Company の株式の金額を記載しております。なお、当該株式の金額には超過収益力が含まれております。

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当該見積りは、経営環境や市場環境の変化の影響を受ける可能性があり、業績動向が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、将来の事業計画に基づく実質価額の見積りにおいて、所在国の電力開発計画のほか、市場成長率、売上構成及び利益率といった仮定を用いております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	80百万円
土地	260百万円
計	341百万円

上記は、工場財団根抵当権(極度額1百万円)に対する担保提供であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

44,920百万円

3. 偶発債務

(1) 補償金請求

当社は、取引先から受注した案件の納期遅延により、2019年6月20日に当該案件の契約解除の通知を受けるとともに、補償金の請求を受けました。

当該補償金の内容につき、その合理性、妥当性について取引先との合意に至らなかったため、2020年9月25日に取引先から補償金等あわせて831百万円の支払を求める調停の申立てがあり、当事業年度末において、管轄裁判所にて調停を行っております。

今後の経過によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点においては、その影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(2) 子会社の銀行取引に対する保証 355百万円

当社の連結子会社であるタカオカエンジニアリング株式会社の銀行取引に対し保証しております。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 6,141百万円

関係会社に対する長期金銭債権 135百万円

関係会社に対する短期金銭債務 6,495百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高 31,855百万円

仕入高 4,764百万円

営業取引以外の取引高 629百万円

2. 子会社株式評価損

経営成績及び財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した子会社株式について評価損を計上いたしました。

3. 関係会社株式評価損

関連会社であるApplied Technical Systems Joint Stock Companyの株式について評価損を計上いたしました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 133,125株

(注)「株式給付信託(BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式73,500株が、上記自己株式に含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,136 百万円
賞与引当金	519 百万円
修繕引当金	395 百万円
関係会社株式評価損	272 百万円
減損損失	150 百万円
製品保証引当金	128 百万円
未払社会保険料	84 百万円
棚卸資産評価損	81 百万円
時価評価に伴う評価差額	70 百万円
環境対策引当金	60 百万円
棚卸資産廃棄損	49 百万円
未払事業税	38 百万円
その他	186 百万円
繰延税金資産小計	5,174 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 388 百万円
評価性引当額小計(注1)	△ 388 百万円
繰延税金資産合計	4,785 百万円
繰延税金負債	
時価評価に伴う評価差額	4,644 百万円
固定資産圧縮積立金	1,248 百万円
前払年金費用	83 百万円
その他有価証券評価差額金	72 百万円
繰延税金負債合計	6,049 百万円
繰延税金負債純額	1,263 百万円

(注1) 当事業年度において評価性引当額が 268 百万円増加しております。この増加の主な内容は、関係会社株式評価損に係る評価性引当額が 264 百万円増加したことによるものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	東京電力パワー グリッド株式会 社	(被所有) 直接 35.2	当社製品の販売先及 び原材料の仕入先 役員の兼任等	電力機器、 計器等の販売(注)	27,613	売掛金	4,492

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品の販売及び原材料の仕入については市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等は含まず、科目の期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワットラインサービス株式会社	(所有) 直接 100.0	当社製品の工事、輸送、 物流管理 役員の兼任等	資金の借入(注1)	—	短期借入金	1,100
子会社	東光東芝メータースystems株式会社	(所有) 直接 51.0	当社製品の販売先 役員の兼任等	資金の借入(注1)	1,200	短期借入金	4,000
子会社	ユークエスト株式会社	(所有) 直接 100.0	製品の仕入先 役員の兼任等	債権放棄(注2)	350	—	—

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社グループ内のCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係る資金貸借取引であり、取引金額は純増減額を記載しております。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 債権放棄は取締役会決議をもって行ったものであります。なお、ユークエスト株式会社は2021年10月1日付で当社が吸収合併しており、取引金額は2021年9月30日までの金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当社が買い戻す義務を負っている有償支給取引について、個別計算書類上、有償支給した原材料等の消滅を認識しております。また、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表(企業結合等に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当該取引により抱合せ株式消滅差益150百万円を特別利益に計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,876円54銭

2. 1株当たり当期純利益 118円80銭

(注) 株式給付信託(BBT)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末73,500株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度75,746株)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示の単位

百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。